

**寄居町議会基本条例
条文解説**

平成29年7月

寄居町議会

寄居町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第7条）

第3章 町民と議会の関係（第8条）

第4章 議会と行政の関係（第9条―第11条）

第5章 議員間の自由討議と合意形成（第12条）

第6章 委員会の運営（第13条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条―第19条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条―第22条）

第9章 最高規範性と見直し手続（第23条・第24条）

附則

（前文）

住民自治の根幹をなす議会は、直接選挙によって選ばれた議員による町の最高意思決定機関及び議事機関として、その権限を最大限発揮し、町民福祉の増進と町民の負託に応える役割と責務を担っている。

町長その他の執行機関とは、互いに健全な緊張関係を保ち、独立・対等の立場において、町長その他の執行機関の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、自らも政策の立案及び提言を行い、地方自治の本旨の実現を目指すものである。

寄居町議会は、先人が築いた美しい自然と由緒ある歴史をもつ郷土を、さらに豊かで住みよい文化的な活力ある町にするため、活発で自由な議論を重んじ、個々を尊重し合う民主的な政治風土を守り、議会の公正性、公平性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して、不断の努力を重ねることを決意し、この条例を制定するものである。

【趣旨】前文は、この条例を制定するに至った背景や経緯、議会の決意を明らかにしたものです。

【解説】議員は、町民の多様な意見を反映しているからこそ有する大きな権限を自覚し、その権限を最大限発揮し、自らが果たすべき役割や責務を担っていることを明らかにしています。

執行機関と緊張関係を保ちつつ、その事務の執行を監視していくとともに、議会 独自

の政策立案や執行機関への政策提言を積極的に行って、地方自治の本旨の実現を目指すことを示しています。

先人が築いた郷土の発展のため、議会の公正性、公平性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して、不断の努力を重ねることの決意を表明しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制における寄居町議会（以下「議会」という。）及び寄居町議会議員（以下「議員」という。）が担うべき役割を明らかにするとともに、議会運営及び議員に係る基本的事項を定め、議会及び議員の活動により、町民福祉の増進及び豊かで文化的なまちづくりを実現することを目的とする。

【趣旨】 本条は、この条例を制定する目的を明らかにするために規定したものです。

【解説】 前文において掲げた議会の決意等を踏まえ、これまで明文化されていなかった二元代表制における議会と議員の役割を明確にするとともに議会に関する基本的事項を定め、これを町民と共有することを通して、町民の負託に的確に答え、町の発展と町民福祉の増進に寄与することを、この条例の制定目的として定めています。

(議会の役割)

第2条 議会は、町民の代表で構成される町的意思決定機関であり、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案、請願等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。
- (2) 町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 町政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。

【趣旨】 本条は、町政において議会が担う役割について規定したものです。

【解説】 第1号では、議会は憲法第93条第1項により設置された議事機関として、議案や請願等を審議・審査したうえで、これらを議決する役割を担うことを定めています。

第2号では、議会は、町長等の執行機関の事務執行が適切に行われるよう監視し、評価

する役割を担うことを定めています。

第3号では、議会は複雑高度化する町政課題等について調査研究を行い、自ら政策立案したり、これを町長等に提言を行ったりする役割を担うことを定めています。

第4号では、議会は地方自治法第99条の規定に基づく意見書の提出や議会としての意思表示である議決を行うことにより、国や関係行政庁等に対し意思意見を表明し、その対応を促す役割を担うことを定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、町的意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性、公平性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。
- (2) 町民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 町民の多様な意見を的確に把握することに努め、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、町民にとってわかりやすい議会運営に努めること。
- (4) 議会の在り方を不断に追及し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

【趣旨】本条は、第2条に規定する役割を果たすため、議会が遵守すべき活動原則について規定したものです。

【解説】第1号では、町民に対する公正性、公平性、透明性及び信頼性を重視した議会運営を目指すことを定めています。

第2号では、議会活動について積極的に情報公開を進め、説明責任を果たすことを定めています。

第3号では、町民の意見を町政に反映させるとともに、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにすることにより、議会活動について多くの町民の理解を得ることが町民自治を実現する有効な手段となることから、町民が参加しやすい開かれた議会運営に努めることを定めています。

第4号では、議会の果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を持ち、自らの改革に継続的に取り組んでいかなければならないという認識に立ち、町民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むことを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、町民の代表であり、公職にある者として、次に掲げる原則に基づき

活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を活発に行うこと。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- (3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研鑽に努めること。
- (4) 町民の代表として、個別的事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の増進を目指して活動すること。
- (5) 議会の品位及び秩序を保つよう努めること。

【趣旨】 本条は、選挙により選ばれた町民の代表としての議員の活動原則を規定したものです。

【解説】 第1号では、議会は複数の議員が集まり言論によって物事を決める言論の府・合議制機関であることを認識し、議員同士の自由で闊達な議論を展開していくことを定めています。

第2号では、議員は、町民の代表として町政の課題や町民のさまざまな意見、要望の把握・集約に努め、広い視点及び長期的展望、高い倫理観やモラルを持って、誠実に職務を遂行することを定めています。

第3号では、議員の政策立案・提言機能を果たすため、常に町政に関する調査研究に努めることを定めています。

第4号では、町民の代表として地域等の個別の課題を解決するだけでなく、町民全体の福祉の増進を目指すことを定めています。

第5号では、議員は地方自治法第129条、第132条に定める議場の秩序維持、品位の保持にとどまらず、自らの品位の保持、秩序の維持に努めることを定めています。

(議会改革の推進)

第5条 議会は、自らの改革に取り組み、議会の活性化を図るため、議員で構成する議会改革検討委員会を設置するものとする。

【趣旨】 本条は、議会が自己改革の取組みを継続的に行っていくために、議会改革検討委員会を設置することを規定したものです。

【解説】 この条例に規定する目的を達成するために、町議会のあるべき姿を常に見極め、継続的に自らの改革に取り組み、議会の活性化を図るために、議会改革検討委員会を設置することを定めています。

(災害時の議会等の対応)

第6条 議会及び議員は、災害等の不測の事態が生じたときは、町民の生命及び財産を保護するため町長等と連携し、対応に努めるものとする。

2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに町長等との情報共有に努めるものとする。

3 災害発生時の対応は、寄居町議会における災害発生時の対応要領によるものとする。

【趣旨】 本条は、議会及び議員の災害発生時の対応及び平常時における防災への対応について規定したものです。

【解説】 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、第1項では、災害が発生した場合には、各地域において災害情報の把握を早急に行い、町の災害対策本部と緊密な連携を図り、対応に努めることを定めています。

第2項では、防災について平常時の地域情報の把握、町長等との情報共有に努めることを定めています。

第3項では、災害発生時は、寄居町議会における災害発生時の対応要領に基づき対応することを定めています。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができるものとする。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成するものとする。

3 会派は、政策の立案及び提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑な議会運営を図るものとする。

【趣旨】 本条は、会派の定義、役割について規定したものです。

【解説】 第1項では、議員が議会内での活動を円滑に行うために、会派を結成することができることを定めています。

第2項では、会派の構成の原則を定めています。

第3項では、会派は、政策集団として積極的に調査研究を重ね政策の立案や提言を行い、必要に応じて議会で政策目標が一致するよう会派同士が協議し、議会運営や政策形成に努めることを定めています。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議員と町民が自由に意見交換を行うことができる場を設置し、町民の多様な意見を把握するとともに、町民参加の推進に努めるものとする。

2 議会は、本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）において公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的及び政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開とする。

4 議会は、町民からの請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

【趣旨】 本条は、議会への町民参加や町民との連携について規定したものです。

【解説】 第1項では、議会は、町民の意見を町政に反映させるため、議会報告や意見交換会の場を設けるなど、町民参加の機会の確保に努めることを定めています。

第2項は、議会は、町民及び識見者の意見を議案等の審議に反映させるため、地方自治法第100条の2の規定による学識経験者、同法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用するよう努めることを定めています。

第3項では、議会は透明性の確保等の観点から、全員協議会や会派代表者会議、秘密会とする場合を除き、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開することを定めています。

第4項では、請願及び陳情を町民から発信された政策提案として受け止め、請願や陳情の審議等に際し、提出者の意見を聞く機会を設けるよう努めることを定めています。

第4章 議会と行政の関係

(議員と町長等の関係)

第9条 議会は、二元代表制の下、町長等と独立対等な立場であり、与えられた権限を最大限発揮し、町長等の事務執行に対する監視及び評価を行うとともに、議会審議における議員と町長等及びその職員とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 町長等及びその職員の委員会への出席は、寄居町議会議長（以下「議長」という。）の要請によるものとする。

(2) 本会議における質疑及び一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

- (3) 本会議又は委員会に出席した町長等及びその職員は、議員から質問を受けたときは、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、その論点の整理又は質問の主旨を明確にするため、当該議員に対し反問することができる。
- (4) 議会は、公文書の提出及び情報の提供を積極的に行うよう町長等及びその職員に求めるものとする。

【趣旨】 本条は、議会と町長等との基本的な関係について規定したものです。

【解説】 議会は二元代表制の下、町長等との立場及び機能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、それぞれの責務と役割を果たし、事務執行の監視及び評価などを行うことを定めています。

第1号では、必要により、議長から委員会への町長、副町長、教育長、その他職員の出席を要請する旨を定めています。

第2号では、議員から町長等に対する議案質疑や一般質問は、町政の課題に関する論点や争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことを定めています。

第3号では、議員からの質問の論点・争点を明確にするため、町長や執行機関は質問者に対して反問をすることができることを定めています。

第4号では、審議等に必要な範囲内で、町長等執行機関に対する積極的な資料要求について定めたものです。

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、町長から提案される重要な政策、施策又は計画等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至るまでの背景及び経緯
 - (2) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討
 - (3) 町民参加の実施の有無及びその内容
 - (4) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画との整合性
 - (5) 政策等の実施に要する経費、その財源等
 - (6) 政策等の将来にわたる効果及び維持管理を含めた財源計画
- 2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策等のわかりやすい説明資料を作成するよう求めるものとする。

【趣旨】本条は、町長の政策等の提案や予算・決算審議に当たって、論点を明確にした論議が行えるように具体的な説明及び資料作成を求めることを規定したものです。

【解説】第1項は、論点の透明性の確保及び論点の明確化を図り、提出される政策等の信頼性・正当性を高めるため、政策等の提案に至るまでの背景及び経緯等6項目について、明らかにするよう町長等に対し求めることを定めています。

第2項は、当初予算、決算について、議会での審議が深まるよう、予算編成方針や決算概要等に基づく説明資料の作成を求めることを定めています。

(議決事件の拡大)

第11条 議会の議決事件は、寄居町議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年寄居町条例第17号）に定めるもののほか、重要な計画等について、追加・拡大することができるものとする。

【趣旨】本条は、地方自治法の規定に基づき、町政に係る長期の計画や指針等を議決事項として加えることについて規定したものです。

【解説】町政に係る重要な計画等について、執行に対する監視機能の強化につなげるため、今後追加・拡大することができることを条例で定めています。

第5章 議員間の自由討議と合意形成

(議員間の自由討議と合意形成)

第12条 議会は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしていかなければならない。

2 議長及び委員会の委員長は、議会運営に当たって少数意見を尊重し、合意形成に努めるものとする。

3 議長は、町長等及びその職員に対する委員会への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。

【趣旨】本条は、議会は「言論の府」、討論の場であることの原則に立ち、議員間の自由討議、合意形成について規定したものです。

【解説】第1項は、議会が討論の場であることを踏まえ、議員相互間において議論を尽くすことを定めています。

第2項は、議長及び委員長は、多数意見だけによることなく、少数意見を尊重しつつ、合意形成に努めることを定めています。

第3項は、議員相互の自由討議を活発に行うため、町長等及びその職員の出席要求を必

要最小限にとどめることを定めています。

第6章 委員会の運営

(委員会の運営)

第13条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が充分発揮されるよう適切な運営に努めなければならない。

2 委員会での審査に当たっては、資料等を積極的に公開して、町民に対しわかりやすく効率的な議論を行うよう努めなければならない。

【趣旨】 本条は、委員会運営の原則及び町民本位の運営について規定したものです。

【解説】 地方自治法第109条第1項に基づき、寄居町議会委員会条例において、議会に常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を設置しています。この委員会制度は、事件の審議を終始本会議で行うのではなく、特定数の委員をもって組織する各委員会に分担審査させるもので、効率的な議会審議や慎重かつ詳細な事案の審査及び調査を可能とする制度です。

そこで、第1項では、委員会は、所管する行政課題に迅速に対応するため、その専門性や特性を活かしながら、その設置目的に沿う機能が発揮されるよう運営されなければならないことを定めています。

第2項では、委員会での審査内容を町民に公開するとともに、より分かりやすく 効率的な議論を行うよう定めています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

【趣旨】 本条は、議員研修の充実強化について規定したものです。

【解説】 本条は、議会において充実した審議を行うことができ、議会が議員の政策形成及び立案能力をはじめとする資質の向上のために、議員研修の充実強化を図ることを定めています。

(交流及び連携の推進)

第15条 議会は、政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の地方公

共団体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

【趣旨】本条は、他の地方公共団体の議会との交流及び連携の推進について規定したものです。

【解説】本条は、議会は、先進的な政策や広域化する行政課題の解決のため、近隣市町村議会等との積極的な情報交換による共通認識を図り、互いに交流、連携を推進することを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議員の資質向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

【趣旨】本条は、議会活動を補助する議会事務局のあり方について規定したものです。

【解説】議会事務局は、地方自治法第138条第2項及び寄居町議会事務局設置条例に基づき設置され、総務事務、調査や法制事務など広範な業務を担当しています。議員の資質の向上等と円滑な議会運営に資するため、議会事務局の体制整備を図るよう努めることを定めています。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとし、議員のみならず、町民誰もがこれを利用できるよう取り計らうものとする。

【趣旨】本条は、地方自治法の規定により議会に置く図書室の活用について規定しています。

【解説】議会図書室は、地方自治法第100条第19項及び20項により、議員の調査研究に資するため、議会に附置すること、さらに一般にこれを利用させることができるものと定められています。本条では、議会図書室の設置目的を踏まえ、これを充実強化するとともに、町民の利用にも配慮することを定めています。

(広報・広聴活動の充実)

第18条 議会は、町政に係る重要な情報を議会の視点から町民に対して、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、より多くの町民が議会と町政に

関心を持つよう議会広報活動に努めるとともに、町民の意見、要望等を取り上げるための広聴活動も積極的に行うものとする。

3 議会は、広報誌の充実のため、町民の意見、要望等を取り上げるよう努めるものとする。

【趣旨】 本条は、議会における広報・広聴活動のあり方について規定したものです。

【解説】 第1項では、広報紙を活用することにより、議会の活動に関する情報を町民にわかりやすく周知するよう努めなければならないことを定めています。

第2項では、インターネットをはじめとする情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を活用することや、町民の意見、要望等を取り上げることにより、さらに多くの町民が議会や町政に対して関心を持つよう広報・広聴活動に努めることを定めています。

第3項では、広報誌を充実させるため、町民からの意見、要望を取り上げるよう努めることを定めています。

(専門的識見の活用)

第19条 議会は、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】 本条は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的識見の活用について規定したものです。

【解説】 専門的事項に係る調査について、学識経験を有するもの等に依頼し、その専門的な識見を活用することによって、議会における討議に反映させるよう努めることを定めています。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員は、寄居町議会議員政治倫理規程（平成21年寄居町議会規程第1号）を遵守しなければならない。

【趣旨】 本条は、議員としての倫理観と姿勢について規定したものです。

【解説】 第1項では、本条例の第1条で町民福祉の増進及び豊かで文化的なまちづくりを実現することを目的とし、第4条で議員の活動原則を定めており、町民の代表として高いモラ

ルを維持して行動する責務を定めています。

第2項では、寄居町議会として議決した「寄居町議会議員政治倫理規程」を遵守することを定めています。

(議員定数)

第21条 議員の定数は、寄居町議会の議員の定数を定める条例（平成14年寄居町条例第30号）に定めるところによる。

2 議員の定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけではなく、議会機能の確保、町民の多様な意見を町政に反映させることを考慮するとともに、公聴会制度及び参考人制度等を十分活用し、町民の意見を聴取した上で決定するものとする。

【趣旨】 議員の定数及び議員提案による議員定数の改正に当たっての基本的な方針について規定したものです。

【解説】 寄居町議会の議員定数は、寄居町議会の議員の定数を定める条例に基づき、16名と規定されています。

第2項の議員定数の改正については、経費の問題や他の地方公共団体との比較だけでなく、地方自治法や本条例に規定する議員の活動実態に合わせ、その機能を損なうことがないように、町民意見の聴取も行い定数を定めることとしています。

(議員報酬)

第22条 議員の報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年寄居町条例第19号）に定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけではなく、議会機能の確保、町民の多様な意見を町政に反映させることを考慮するとともに、公聴会制度及び参考人制度等を十分活用し、町民の意見を聴取した上で決定するものとする。

【趣旨】 本条は、議員報酬及び改正に当たっての基本的な方針について規定したものです。

【解説】 議員報酬は、地方自治法第203条第1項に基づき、本会議や委員会への出席など議員活動への対価として、支給されるものです。

第2項の議員報酬の改正を行う場合は、寄居町特別職報酬等審議会条例に基づき、あらかじめ、当該議員報酬の額について審議会の意見を聞くこととなっています。

第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【趣旨】 本条例が、議会に関する条例等に対して優位性を有することを明言するものです。

【解説】 「議会基本条例」を寄居町議会における基本的事項を定めた“最高規範性”を有するものと位置付けるとともに、この条例の趣旨に反した議会に関する条例や規則等の制定をすることができないことを規定しています。

また、議員も条例の理念を十分に理解する必要があることから、改選期ごとの研修会の実施を義務付けしました。

(見直し手続)

第24条 議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全議員において検討するものとする。

(1) 一般選挙を経た任期開始後

(2) 議会が必要と認めた場合

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【趣旨】 基本条例の検討、見直しと町民への説明責任を規定したものです。

【解説】 この条例の目的が達成されているかどうか、4年に1回の一般選挙後にもしくは必要に応じて全議員で検討していくことを定めています。また、前項の検証の結果、条例を見直す必要があると判断した場合は、町民への説明責任を果たすため、条例改正の理由・背景を本会議において詳しく説明することを定めています。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。